

壮瞥町議会決算審査特別委員会会議録

令和5年9月14日（木曜日）

○付託議件 議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（8名） 議長は職務のため出席

|      |         |    |         |
|------|---------|----|---------|
| 委員長  | 山本 勲 君  | 委員 | 湯浅 祥治 君 |
| 副委員長 | 加藤 正志 君 | 〃  | 菊地 敏法 君 |
| 委員   | 長内 伸一 君 | 〃  | 真鍋 盛男 君 |
| 〃    | 毛利 爾 君  | 議長 | 森 太郎 君  |
| 〃    | 佐藤 忖 君  |    |         |

○欠席委員（0名）

○説明員

|           |          |
|-----------|----------|
| 町 長       | 田鍋 敏也 君  |
| 副 町 長     | 厂原 收 君   |
| 教 育 長     | 谷坂 常年 君  |
| 会計管理者兼    |          |
|           | 大野 博雄 君  |
| 税務会計課長    |          |
| 総務課長（兼）   | 庵 匡 君    |
| 企画財政課長    | 上 名 正樹 君 |
| 企画財政課参事   | 市 田 喜芳 君 |
| 住民福祉課長    | 阿 部 正一 君 |
| 産業振興課長    | 木 下 薫 君  |
| 商工観光課長    | 三 松 靖志 君 |
| 建設 課 長    | 澤 井 智明 君 |
| 生涯学習課長    | 河 野 圭 君  |
| 選管書記長（兼）  | 庵 匡 君    |
| 農委事務局長    | 齋 藤 誠士 君 |
| 監委事務局長（兼） | 小 林 一也 君 |

○職務のため出席した事務局職員

|         |          |
|---------|----------|
| 事 務 局 長 | 小 林 一也 君 |
|---------|----------|

◎開議の宣告

○山本委員長 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○山本委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において加藤正志委員、長内伸一委員を指名いたします。

◎議案第55号

○山本委員長 議案第55号 令和4年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を受けます。まず、一般会計歳入全体について。

○加藤委員 私は、この歳入の中の分担金及び負担金について質問させていただきたいと思います。

予算現額が今回562万9,000円、それから調定額が944万3,458円、そして収入済みの金額が498万6,345円ということは、収納率が52.8%ということに見させていだきましてけれども、この50、そして収入未済額が445万7,113円となっております。こういう収入が、いまだ未済額が発生しているというその内容、どのような内容で発生したのかお伺いしたいと思います。

○山本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

ご質問の負担金の部分につきましては、国営土地改良事業負担金滞納分の繰越分に当たります。これに関しましては、お支払いいただいているご本人から毎月2万円ずつ返済いただいまして、年間24万円ずつ返していただいているというところまでございまして、もともと国営農地開発事業によって発生した負担金について返済していただいているという部分でありまして、毎月滞りなくご本人からは2万円ずつ返済をいただいているというものでございまして、ただ金額が多いものですから、どうしても繰越しが毎年発生しているというところでございます。

以上です。

○加藤委員 確認です。これは、大壮地区の事業でなかったかと思います。その中で

たしか今お話、答弁いただきましたけれども、24万円というような金額が歳入として発生していますけれども、この金額において何名ぐらいの方がそれに該当して支払いをされているか、それだけ確認させていただきたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

    この返還に関しましては、対象者は1名の方となっております。

○佐藤委員　8ページの款13使用料及び手数料についてお尋ねします。

    款13使用料及び手数料で多額の収入未済額があり、その全額が土木使用料で住宅使用料が、未済額が年々増えているという現実。私が議会に参画した平成22年度の決算書では、住宅使用料現年度分未払いが50万5,770円、そして滞納分がそれまで、21年までの滞納分が247万4,971円でした。未済額も4年前の令和元年度では現年度分で308万6,581円、そして滞納分は500万4,759円増えております。そして、2年度では現年度分で339万1,078円、滞納分は633万2,938円でその年の未済額は972万4,016円にもなっております。昨年3年度では、この現年度の未済額が396万5,653円、滞納額は845万5,904円、合わせますと1,242万1,557円と大きくなっております。そして、4年度では現年度分として521万751円、未納分が1,005万6,474円で、合わせますともう既に1,526万7,225円にもなりました。このような状況の連続で令和5年度の決算時には2,000万を越すのではないかな、そのようなことを私は心配しております。このため、担当課はこの未納解消に向けて努力されていますね。現在の努力されている取組状況と、解消に向けての課題について伺いたいと思います。

    また、このように住宅使用料の未納が年々増えていくことについて、入居時に取り交わしたとおりきちんと毎月支払っている皆さんからこのことについて意見だとか苦言などは担当課といいますか、町のほうに寄せられているかどうかについても併せて伺いたいと思います。

○建設課長　ご答弁申し上げます。

    まず、現状滞納の解消に向けての課題についてというところでございますけれども、議員おっしゃられるとおり滞納については増加傾向にあるということで、滞納者への納付指導等の取組につきましては、壮瞥町の債権管理条例に基づきまして事務処理を行っているところでございますけれども、滞納者への督促や催告とか個別の納付指導を行っておりまして、電話であつたりですとか、来庁していただいて相談したりですとか、そのようなことを継続してやっているところでございます。

    それに基づきまして、その面談等で話し合っ分納等をお願いしているところでございますけれども、まずは滞納者の生活にも配慮しつつ、できる限り分納をお願いしたいということで納付を促しているというところでございます。しかし、令和元年度以降につきましては、コロナ禍によりまして電話や訪問とかをすることは控えておりまして、督促ですとか催告、そのような通知のみということにしていたことが収納率の低下につながったのかなというのも一つの要因かなというふうにも考えており

ますけれども、今後も継続的な催告等の実施をしていきたいと考えておりまして、滞納者による計画的な納付を少なからずやっていただいておりますけれども、そのほかにも不定期ではありますけれども、まとまった収入があるときに納付されているという方もおります。その一方で、特に複数年にわたって滞納している方々というのはなかなか収納が進んでいないということから、現状の増加傾向による滞納の金銭的な解消というのは大きな変化が表れていないというのが現状でございます。しかし、今後も怠ることなく条例とか手順書に基づきながら事務処理は行っていきたいというふうに考えております。

建設課としましては、まず公営住宅等は住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民の生活と安定、社会福祉の増進に寄与する住宅ということで設置しているものでございます。現実的に生活に困窮し、滞納している場合にはなかなか債権回収といいますか、お支払いしていただくということは進まない状況になっているということでございますけれども、まずは入居者の生活にも配慮しながら現年分の支払い、それはもとより滞納分についても分納などの計画的な支払いに応じてもらえるように引き続き面談等に対応していきたいというふうに考えておりまして、そのような対応を継続することで少しでも滞納繰越額を削減できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

しかし、この傾向がちょっと長く続いているという状況もございますので、それでも支払いに応じてもらえない場合には、町民の公平性の確保、円滑的な財政運営の観点からも弁護士等の専門家と共に債権の回収の対策を講じることも視野に入れて検討していかなければならないというふうに考えております。

次に、2点目で入居者で住宅使用料をちゃんと納めておられる方から何かご意見とかないかということでございますけれども、今のところ特に建設課のほうにはそのような意見、苦情等は寄せられてはおりません。

以上です。

○佐藤委員 状況といいますか、担当課がご苦労されていることは十分分かりましたけれども、やはり年々このように増えていくということは、どこかできちっとした形で清算しなければ年々増えていって、年間で500万ぐらいずつ増えていくものですから、繰越しが。やはりご苦労があるかもしれませんけれども、努力していただきたいな。

そこで、次に伺いたいのは9月11日と12日、決算審査で関係書類を見る機会がありました。その中で未納されている状況を知ることもできました。この使用料金の未納額は長い歴史の積み重ねなのです。そこで、以下お尋ねしたいのは、転出などで生死、生きているか死んでいるか、また住所等の承知できない方があれば何人ぐらいそういう対象者がいるのか。また、その未納額は幾らか。

2点目、町外に転出された方で住所等の把握できている方は何人か。また、転出先

不明の方は何人か。それぞれ未済額について伺いたいと思います。

3点目、入居後、現在も引き続き入居されている方で未納の方は何人か。その未済額は幾らか。

その3点について伺いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず初めに、住所等が分からなくて、転出等でどのようなになっているか分からないという方につきましては6名おります。その未納額につきましては、159万7,591円となっております。

2点目、町外に転出された方で住所等が把握できている方ということで、そちらにつきましては把握できている方は4名いらっしゃいます。未納額につきましては、76万1,739円となっております。現在も入居されておりますけれども、滞納されている方というのは28名おりまして、金額としては1,223万3,591円となっております。

以上です。

○佐藤委員 分かりました。やはりもう既に転出されていて、生きているのか死んでいるのか、住所も分からないという方が6人いらっしゃって、その金額も結構多いとは言いませんけれども、159万ですか、もうこれ取りようないですよ、納め。そういう処理をやはり私はきちっとすべきでないかなという考えを持っております。

また、今度は3点目、これで、全体審議でも3回で終わるのですね。

○山本委員長 はい、3回です。

○佐藤委員 分かりました。そうしたら、最後の質問にします。

書類審査の中で私は初めて確認できたことですが、公営住宅に入居されている方が退去したとき、退去に伴う損害賠償金という言葉が使われて、その書類を見ることができました。4年度にその賠償金として請求されたのは、少ない方で594円、一番多い方で3万3,000円の16名の方でした。その合計額は18万7,944円でした。この請求の根拠、私も調べてみました。例規集で調べてみますと、町営住宅設置及び管理条例、これは平成9年6月27日の条例第19号で制定されておりますけれども、その第22条に入居者の保全義務等ということがありまして、入居者は町営住宅及び共同施設の使用については必要注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならないと定めております。それで、転居といいますか、その住宅を出るとき原状復帰を条件づけている。そのための損害賠償補償金と理解してよろしいのか。そして、撤去時に請求する4年度では18万7,944円でしたけれども、この損害賠償金の納入は確実に行われているかどうかについても伺いたいと思います。

以上です。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

委員のご説明のとおり条例に基づきまして行っているものでございますけれども、退去に伴う損害賠償金ということで、お金については納めていただいておりますけれ

ども、その内容につきましては入居されている方が退去するときに担当のほうが出向きまして退去立会というものを行います。その中で入居者の故意によって壊されたもの、壁に故意に穴を開けてしまったですとか、何かの器具を故意に壊してしまっただとか、そういうものがあれば入居者の負担で直していただくということにしております。ただ、先ほどの中で原状復旧というのが義務ではなくて、長年住んでいればある程度経年で劣化していくものもございますので、その辺の修繕につきましては町のほうで対応いたしますけれども、基本的には個人の過失によって壊したものについては損害賠償金としてお金をいただいているというところでございます。

ただ、入居時に敷金というものを家賃の3か月分いただいておりますので、そのほとんど、今回の16名の方につきましては全てその敷金の中から、退去時には敷金お返しするのですが、そのような損害賠償金というものが出た場合には、その敷金の中から差し引いて余った分はお返しするというような形でございますので、最後に言われておりましたとおり、その収納については確実に行われているかというところにつきましても、そのような形で処理しておりますので、確実に損害賠償金については納められているというところでございます。

以上です。

○長内委員 頂いた決算書の15ページになりますけれども、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、財産売払い収入の生産物売払い収入で、堆肥売払い代は791万3,300円と報告されておりますが、近年微増というか、若干ずつではありますが、販売金額が伸びているのは評価できると思っておりますが、時期的に要するに供給が間に合わないような状況も見受けられると聞いておりますが、その辺の昨年度の実態、それをお聞かせいただきたいと。

それから、寄附金のふるさと応援寄附金が8,757万5,000円という形で寄附金をいただいているということなのですが、これ多分当初よりも、見込みよりも少なくなったというようなことを聞いておりますけれども、この辺の状況といいますか、理由といいますか、その辺実態も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長 堆肥センターの実績の状況につきましてご答弁申し上げます。

長内委員様からありましたように、昨年、令和4年度の販売実績といたしましては770万余りありまして、これは令和3年度、一昨年に比べて約100万円程度の販売価格が増となっております。肥料価格が今高騰しているという背景もございまして、そういう中で堆肥が非常にまた見直されているというか、そういう背景もあって売れる量も、販売量も増えてきているのではないかなというふうに考えておりますけれども、またその町といたしましても土づくりを奨励して、昨年、令和4年度から新たな事業といたしまして補助事業も立ち上げたところでございました。ただ、ご指摘ございましたように、春先どうしても水分の関係で発酵が進まなくてなかなか供給できなかった

た、利用されている皆さんにはちょっとご迷惑をおかけしたという経緯もございましたが、今年度に関しましてはまたちょっと重機の不具合なんかもございましたけれども、何とかその辺水分調整や何かうまくいきまして、若干ちょっとお待ちいただいた部分もあるのですけれども、去年よりは十分改善されてきているのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○総務課長 ふるさと納税につきましては、私のほうからご答弁をさせていただきます。

令和4年度につきましては8,700万ということで、その前、直近2年間は1億2,000万ほどで推移していたので、昨年は3,300万ほど減額になったという残念な結果で終わっております。原因については、特定の一つの原因ということではないのだろうというふうに考えています。昨今自治体間の競争が本当に激化してきております。実質通販のような、そういう戦いになっておりますけれども、その中で返礼品の品種であったり、返礼品の内容に沿った寄附額だったのかどうか、あるいはポータルサイトというものが、楽天ですとか、ふるさとチョイスとかと今多数あるのですけれども、そののやっぱり数であったり見せ方によっては注目度が変わったり、あるいは終わった後のアフターフォロー等の問題もあったのだろうというふうに思います。いろんな複合的な問題が発生した中で、そういった競争の中でちょっと埋没をしてしまったのかなというふうに反省をしております。

昨年は昨年として終結をしてしまっておりますので、今年度についてはそれらを少しでも挽回すべく、サイト数も現在、昨年4だったサイトを8、倍増して間口を広げたり、先般もご質問あって答えたのですが、旅先納税という新たなスタイルの納税であったり、あるいは返礼品の拡充というものに今取り組んでおりまして、8月末現在で言うと対前年で250%ぐらい、大体2,500万ぐらい上回るペースで今進んでおりますので、何とか今年はこのペースを維持して、昨年の穴の空いた分を取り返していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○長内委員 1点目のその堆肥売払い代の部分の中で、昨年は、4年度はそういうちょっと供給が間に合わなかったといいますか、仕込みも含めてそういう状況があって、それは改善に向けて今進んでいるということで、その現場努力については評価をいたしたいなと思っております。令和3年に比べて当然販売も、堆肥の販売量も収入も増えているというところがあるのですが、一つはそういう今課長が言われたような化学肥料だけに頼らない部分への転換といいますか、そういう部分ももちろん意識的に農業者側もあるとは思っておりますけれども、一つの大きな要素は例えばコロナ対策絡みで補助金といいますか、購入に対する支援というのがあったり、そういう部分大きかったのかなと思っています。今年の5年度の部分では900万たしか見込んでいますと

思いますけれども、それに関連して持続的農業経営推進事業補助金として185万、そのうち堆肥の購入補助というような形で100万バラと小袋に対して支援を行っている。これ結構呼び水大きいのかなと思っているのですが、これは多分今年1年で終わるものではなくて、恒常的に続けていく施策かなと思っておりますけれども、そういう部分でその時代の変化と合わさって町の支援も含めて堆肥を購入する一つの機運につながっていくのだろうと思うし、それを目的としてこういう新しい事業もスタートしているというふうに認識しております。

今国のほうもみどりの食料システム戦略という部分の中で、化学肥料の低減も含めて全農地の耕作面積の25%を有機栽培にするというような、非常に現実とは、相当レベルの高い話を今やろうかということで進んでおりますけれども、そういう部分に対するいろんな国の対応、施策が出てくる、農業者もそれを取り入れてどう生かしていくのかという部分がこれから進んでくるのかなと思っておりますが、そういう部分の中では町の健全な堆肥が見込まれるというか、評価されるということも今まで以上に出てくるのかなと。それに対応して堆肥センターがどう運営をしていくのか。安定的な堆肥の生産、もしくは増産、状況によっては増産という部分も含めて対応することがやはり研究、検討が今から求められるのかなという感じがしています。その辺の見通しなり見解お伺いしたい。

それから、ふるさと応援寄附金は、新聞にも公表されましたけれども、西胆振の市町村の中ではちょっと大きくといますか、比較的割合としては大きく減額になった、これは残念なことかなとは思っておりますけれども、一つは農産物が中心だと思うのですが、農産物の品目によっての違いというのは、その減額率の根拠としてどの作物の、要するに買っただけの割合が落ち込んだことによって全体が落ち込んでいるのか、それとも全体的に落ち込んでいるのか、その辺の部分を重ねてお伺いしたいと思いますし、課長が答弁されたように全国的に今しのぎを削ってふるさと納税に対する取組が行われていると。ちょっと加熱ざみなところもよく指摘されますけれども、そういう状況の中にありますから、従来の取組もただ続けていくのではなかなか大変だなというのは私も認識しておりますし、ただどこまでそれができるのかというのは行政の範疇の中で難しい部分もあるのかなとは思っておりますけれども、資料を見せていただいて、統括してまとめている従来からの企業というか、事業所というのか、があって、そのほかに4つのポータルサイトがあるのです。その手数料といいますか、それぞれやっぱり違うのです。4社同じかなと思って見ましたら、それぞれちょっと違うなど。一番手数料が安いところが、先ほど言いましたけれども、楽天さんで、半分近くが楽天のポータルサイトを利用していると。いわゆる町内の農産物にどう付加価値をつけて、それを指名していただけるかという観点と、そういう販売戦略というのですか、販売というのか、戦略的な、いわゆるそのポータルサイトや事業所との取組という部分も非常に大きな部分としてこれから求められるのかなというような感



じがします。その辺の部分を実証研究されて、今少し伸びているということですので、取組の成果が出ているのかなと思っていますが、いかにせん農作物だけではなくその量を増やすといっても限界もあったり、それを取り組む、内容を理解してそれに対応した取組ができる農家というのも、若手の農家を中心になっているのだらうと、そういう部分の農家の意識の部分も非常に重要になってくるので、この辺に対する、いわゆるふるさと納税が新しいステップの段階に入ったという中で販売戦略、それから要するに農産物は農産物の生産という部分の取組という、それだけではなくて観光地としての農産物だけではない評価されるような取組、納税品というのか、品目というのか、この辺が非常に重要になってくるのかなと私は素人なりに感じるのですが、その辺の見解もう少し具体的に考える取組がありましたら、お伺いしたいと思います。

○産業振興課長 まず、堆肥センターの今後の関係ですけれども、今の考えをちょっとご答弁させていただきたいと。

まず、令和4年度から始まりました高収益作物生産土づくり推進事業ということで、堆肥を購入いただいた方に補助をしたというところでして、この実績といたしましては、令和4年度の実績といたしまして49件の農家さんから申請いただきまして、59万円ほどの補助をさせていただいております。先ほどもありましたようにこれ1件の農家さん当たり2万円が上限でありまして、予算規模としたら100万円を見込んでいたのですけれども、そのうちの59万円と、約6割ぐらいというところでまだまだ浸透させていかなければならないのかなというところでございまして、やっぱり農協さんとも連携させていただきながら、高収益作物のための土づくり推進として地力増進に向けた農業者の取組支援の強化に取り組んでいきたいと、いかなければならないというふうに考えておりまして、それによって農作物の品質の向上がよくなればいいのではないかなというところで考えております。

また、先ほども言いましたけれども、堆肥センターというのは原材料が市場価格の影響を受けにくいということもありまして、比較的価格が安定的につくられているものでございまして、これから資源循環により廃棄物利用による環境への配慮も含めてこういった取組が評価もされてくるのではないかなというふうに考えておりまして、ただ現状で施設の老朽化ですとか、機械の老朽化ですとか、いろいろある中で急に生産量をどんと増やすというのはなかなか難しい部分もございまして、もちろん使っていただく方にもどんどんご理解いただいて、量も増やしていかなければならないのですけれども、その辺も含めまして農家さんの方々にも生産意欲を持って使っていただけるようなものを提供してまいりたいなというふうに考えております。

取りあえず、以上です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、お聞きいただいていた品目の種別といえましょうか、人気の状況なのですか

れども、当然その農産品が主流であることは事実なのですが、実は一番人気があるのは米で、その次がトウモロコシとメロンです。この3つが突出を实はして、令和4年度でいうとふるさと納税の半分がこの3種。その前年、1億2,000円もっていた頃については7割が実はこの3つです。当初このふるさと納税始めた頃は、やっぱり壮瞥町はリンゴなのだろうというふうに思っていたのですが、実際には昨年も一昨年も4%程度。ですから、ちょっと私農産物の生産量まで全部を把握しているわけではないのですが、少なくとも抱いていたイメージ、当町の名産というか、生産量の多い野菜がイコール、ではふるさと納税で人気ある商品というふうに必ずしもなっていない状況なのだろうなというふうに思います。

後段のほうで販売戦略という話をいただきましたけれども、実際そうです。農政として生産品を増やして、特産品つくって売っていくというのと、ふるさと納税を増やしていくというのは別の見方がちょっと必要で、どうしてもふるさと納税の場合には北海道のブランド、北海道イメージのほうがやっぱり強いものですから、トウキビとかメロンとか、そういったものが、あるいは近年人気のある米、そういったところに人気が集まっているのだろうということを考えると、そういった全体的な何を伸ばしていこうかという考え方も一つ必要になるだろうというのが1点と、あと先ほどポータルサイトを増やすだとか、トレンドである旅先納税、新しい商品を、返礼品をつくるだとかという、そういう技術的なものは当然なんですけれども、それ以上にやっぱり地域を売るというか、地域イメージを上げていくということが多分必要なのだろうというふうに考えます。簡単なことでは全然ないのですが、たまにお客様、基本的には管理業者がお客様の対応をしますが、中には苦情ですとか、そういったものを含めて町のほうに連絡をいただくケースもあって、そういった方々と話をしていると、やっぱり町の姿勢だとか、そういうところを結構問われたりします。なので、これはふるさと納税だけではないのだと思いますが、観光にも移住にも、いろんな施策につながるのだと思いますが、やはり地域ブランドを上げていく、地域イメージを上げていくということが将来的には多分販売戦略の一番の柱になってくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○長内委員 3回目ですので、最後になりますけれども、おおむね了解させていただきました。ありがとうございます。

ただ、主観といいますか、検討していく必要があるのではないかと思います。それぞれ1点ずつお話しさせていただければと思うのですが、堆肥の購入に対する支援補助金が上限2万円ということで、実績としては59万ほどというお話でしたけれども、これは多分2万円という補助があるということで相当今まで買っていない人と言ったらおかしいですけれども、要するに小口というか、量の購入の多くない人も手を挙げて、件数は合っているのだろうと思います。量が多い人にとっての補助2万円がど

うかこうかという、その価値観の問題もあるのかもしれませんが、大量に購入するその相当の金額を例えば買われる方もいると。それが補助率として考えたときに、上限 2 万円という部分がどうなのだろうかと。大口需要に対して、それは大口需要というのは多分安定的にずっと買い続けている人だと思うのです。その人に対しての支援が同じ一律 2 万円という部分の中で、もう少しそういう部分の基礎的な購買層としての部分を安定的に確保していくという部分では、一律 2 万円という部分の見方をもう少し検討する必要もあっていいのではないかなという点が 1 点あります。

それと、ふるさと納税の部分においては、私もリンゴが一番売れているだろうと思ってはいたのですが、前にもお話が出ていましたけれども、米が一番売れているということで、北海道米の人気の部分も併せて米を購入する、それも例えば 10 キロで購入するのではなくて、5 キロで数、何か月置きに買うという、そういう買い方も含めてあるのだろうなと思っています。それも米も多分個人の農家が米をふるさと納税でという人もいると思うのですけれども、それだけではなくて大手の米穀屋さんが、壮瞥のこだわり米が中心かもしれませんが、そういう米を扱って壮瞥のふるさと納税として販売していると、そういう取組もあったのかなと。その振れというのですか、増減がもしかしたらこの全体の収入の大きな変化に表れているのかなというのをちょっと感じがしますが、いずれにしてもリンゴは、では増やすかと言って、植えてすぐ、1 年の作物ではないので、大きく増えるということは現実的に難しいし、壮瞥の場合は観光果樹園も含めて、道の駅も含めて相当リンゴはその部分で消費されていて、もう従前からのお付き合いのあるお客さんにありませんということはいえないので、ある程度それをベースにして考えてやっていて、余力のある部分がふるさと納税に流れるのではないかなというようにちょっと、自分も農業やっていますので、そんなような感じがしています。それで、ふるさと納税に一定の大きな割合をリンゴとしてというのはなかなか産地としては難しい。この地域の特性として難しい部分もあるのかなと思いますけれども、やり方によっては、特に米辺りは非常に全国的に見ると供給過剰な作物でありますから、ふるさと納税で大きくそういう形でシェアを広げて、それがおいしい米で、壮瞥のブランドが高まって、当然壮瞥に来たお客さんが壮瞥のホテルに泊まったときに、そこに出される米が壮瞥の米であって、おいしいなと思っていただければより非常に相乗効果が生まれるのかなと思うのですが、そういう部分も含めて総合的な新しいそのふるさと納税に対する視点、取組が重要になってくるのかなと思っています。

答弁は簡単で結構でございますので、よろしくお願いします。

○産業振興課長 まず、その堆肥の支援の在り方に関しましてご答弁申し上げます。

長内委員のご指摘ありましたように、多く使っている農業者の方も、ちょっとしか使わない農業者の方も上限に合わせて購入していると、比率的にも多く使っている農業者さんのほうが何となくもうけが少なく感じるというような感じだと思うのです。

けれども、おっしゃるとおり上限はやっぱり全体の供給量とかのバランスも考えて今2万円という上限を設定しているのですけれども、この仕組み自体がまだ始まったばかりですので、今後もいろいろ改善が必要な部分については必要に応じて見直ししていきたいなど。

先ほども言いましたように、49件の方が申請いただいていますけれども、全体の農業者さんの約半分ぐらいかなというふうに思っていますので、まず皆さんに少しでも多く使っていただくというところ、量というよりもいろんな農家の方に理解していただければなと考えております。

以上です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先にすみません、2点目の質問のときにお答えをするのちょっと漏れていた件がございまして、去年3,300万落ちた原因は全体的に落ちたのか、特定のものが落ちたのかというご質問だったと思うのですが、先ほどご紹介した3つ、トウキビ、メロン、米で3つ合わせて3,600万落ちています。ですから、実質的にはそのダメージが全体に影響したというふうに分析をしています。

それから、3点目のご質問についてですが、確かに米が当町は主力で、お話の中にあつた中間業者といいましょうか、何といいましょうか、いったところが、大手のところが入って増えたのかというご質問もありましたけれども、全くそのとおりで、当初は個々に出されていたのですが、そのときは申込みは非常に少なくて、それが中間業者さんが入ったことによってどんと一気に数千万単位で上がりました。それが1億2,000万まで納税額が引き上がった主たる要因だと考えています。

その中間業者のほうを介して、ふるさと納税に回る米の量等を農協さんも一緒になって調整をいろいろしていただいて、昨年どんと落ちたということではないのだろうとは思いますが、正直ちょっと私も素人で、米の流通とかの仕組みが非常に難しくて明確に分かっているわけではないのですが、そこで何らかの操作があつたとか、そういうことではないだろうというふうには推測をしているということと、逆にそこを増やすことで納税を増やせる可能性が十分あるという想定で農協さん、あるいは農協さん経由でホクレンさんとか、そういったところと現行のふるさと納税制度の範囲の中で、条件に抵触しない範囲の中で壮瞥町としての米の出し量といいましょうか、在庫量を増やす、そういった調整を今年しておりまして、基本的には前向きに進んでいけるものというふうに考えておりますので、それらも踏まえて総合的、総体としての寄附額を増やす取組を推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

○森議長 私、町税に関してお聞きしたいと思います。

6ページです。固定資産税、これにつきましては増収ですか。固定資産税6,100万上がってございます。これは執行成果概要でも説明あつたのですが、コロナ感染対策

として行われた固定資産税の減免、これがなくなったということで元に戻ったということの理解でよいかのまず確認。

それと、町たばこ税、たばこ税につきましては、4年度で前年対比で270万伸びているのです。

それと、入湯税についても、これ4年度で1,200万伸びてございます。入湯税については、入湯客数が回復したということで説明はあって、その辺については理解、大分観光客といたしますか、それが増えている状況があるということで、その部分については理解するのですが、このたばこ税も増えている、要は最近は吸う族に対してかなり風当たりが厳しい状況にあって、これが伸びているという、その辺の実態についての分析、その3点の部分についての分析と状況について説明願いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 9番、森議員の質問にご答弁いたします。

固定資産税についてなのですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策の一つとして税金の減免が実施され、最も大きな影響を受けたのは固定資産税です。

1つ目は、令和2年度に実施された国税、都道府県税、市町村民税の徴収猶予で、もう一つが令和3年度に実施された固定資産税の事業用資産に係る減免でした。令和2年度に徴収猶予の対象になったのは、個人住民税、法人住民税、固定資産税、入湯税、国民健康保険税などで、当初申請額が853万円、そのうち固定資産税が762万円を占めて、その全てが次年度に繰越しになったため、令和3年度の滞納繰越調定額が2,038万円となりましたが、徴収猶予された固定資産税の大部分が収納されたため、令和3年度中に収納になったので、令和4年度の滞納繰越調定額は1,462万円まで減少しています。

お尋ねのあった今年度の6,000万円ほどの増収ですが、令和3年度に事業用建物と償却資産の減免額が6,240万円にも上っており、現年課税分の調定額が1億5,456万円となりまして大きく減少し、それが1年限りの措置だったので、令和4年度には平年ベースに戻ったため、この6,000万円ほどが調定額増えているということになっております。調定額については、令和2年度の徴収猶予が調定額の3.5%に当たることから現年課税分が95.8%、ここ10年で最低となったのですけれども、翌年度の滞納繰越分は36.7%、ここ10年で最高になるなど徴収率も乱高下している状況になっています。令和4年度からはそれらの影響がなくなったため、平年ベースに戻っているという状況です。

これが固定資産税で、入湯税とたばこ税の関係で、たばこ税が増えているという要因というのはということだったのですが、たばこ税の3年度から4年度の増収分については、これは税率の改正がなかったため、単純に購入本数が増えたということです。入湯税のほうで来遊客数が増えたということもあり、もしかするとその来遊客の中でカラカミ観光のほうでたばこを買ったために増えたとかという可能性もあるかとは思います。

以上です。

○山本委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○森議長 固定資産税と入湯税については了解いたしました。

それで、町たばこ税の関係なのですが、これ町内で取扱い店といいますか、その実態、これ昭和山もあろうと思うのですが、その辺含めての実態についてお知らせ願いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 9番、森議長に答弁いたします。

手持ち品等のたばこ税の関係で申告が出てきているところに限定しますと、とうや湖農協、それから町内2か所のコンビニエンスストア、洞爺湖温泉地区のホテルの4か所になっております。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 次に、歳出について。事項別明細書、ページごとに受けます。20ページから。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 21ページ。

○佐藤委員 21ページの財産管理費、公共施設の指定管理施設について伺いたと思います。

町が設置した公共施設の運営管理を指定管理者制度によって民間の法人等に委託管理しております。町はこのような公共施設に係る保険、どのようなもの中加入しているのか。町民をはじめ町外の方も含めて施設を利用したときに適用される保険内容、もしも入っていればのことを前提として、施設を利用したときに適用される保険内容、また加入していても保険対象外になるもの、そういうものがどうなのかなと。まず、保険に加入しているかどうか。そして、保険の内容について伺いたと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

町内の公共施設に掛ける保険ということでございますが、基本的に掛けているのは通常の火災保険ですとか、そういった損害保険といいましょうか、大雪で屋根が壊れたとか、そういったものに対する保険。それから、利用者向けという観点で言うと、賠償責任保険に加入をしています。町の、あるいは指定管理者施設もそうなのですが、何がしかの瑕疵があったりとか、過失があったり、それによって利用者の方がけがをされたとか、例えば道路に穴が開いていて車が壊れたとか、そういった瑕疵が認められた場合には賠償責任を請求されるケースがございますので、そういったものに対す

る保険というものは町のほうで加入をしております。

以上です。

○佐藤委員 そうしますと、利用者に関係するとしたら今言われたように賠償保険、これがあるということ今分かりましたので、例えばこんな事例があったのです。昨年の8月17日、パークゴルフ場を利用していた方がゆーあいの家コース8番ホールの付近でホールの近くの斜面で滑って転倒、救急車で室蘭の新日鐵病院に搬送され、右足、膝上の3か所の複雑骨折で即入院、10月末日まで2か月半の入院生活をしました。現在は自宅で療養中で、歩行時はつえがなければ歩けないような不自由な生活をしております。一緒にこのパークを楽しんでいた男性の方が後日施設で保険に入っているかどうか尋ねたところ、保険に入っているが、今回は対象にならないと言われたとのことです。公共団体、すなわち町で設置し、広く町民の皆さんをはじめ、近隣の町の方にも利用を呼びかけている施設でもあり、もし事故発生に備えて保険に入っておくことが私は最低限度の備えではないかなと考えます。今回のように骨折で救急搬送されたような事態が発生したとき、委託を受けているこのパークゴルフ場であれば地遊クラブですか、そういう団体から町に事故報告があったかどうか、これについても併せてお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、町への報告があったかということでございますが、基本的に残念ながら今回指定管理者からの報告というのは受けていないというふうに認識をしています。ただ、状況は別のほうからも話を聞いて、対応等については指定管理者のほうに確認をして、その話を聞く限りは問題はなかったというふうに認識をしています。経過でございますが、当町のほうで、町のほうで把握している範囲で申し上げますと、まず先ほど町は賠償責任保険入っていますということを申し上げましたが、地遊クラブについては独自でも、同様に施設賠償責任保険というものがあるのですが、二重で保険に入っているということでございます。そちら賠償責任ですから、先ほど申し上げたとおり通常に利用しててけがをして、それで仮に入院して治療費を充てるというものは、例えばスポーツ障害保険ですとか、その利用者の方が独自で入られる保険であれば、多分適用になるのだろうというふうに思うのですが、あくまで賠償責任ですから、施設管理側に瑕疵があるかどうか、過失があるかどうか、その滑って転ばれた状況がどうだったかということところは、そこは必ず争点になります。どのように対応したのかということを確認したのですが、指定管理者としては基本的にはその可能性があるという、自分として過失があるということを認めたわけではないのですが、万一そういうような判断になっては、を勝手にしてはならないということで、一応保険会社を呼んで現地も確認して、状況も説明したところ、保険会社のほうからこれは施設管理側の瑕疵には当たらないと。よって、その賠償責任保険の対象にはならない、そのような回答を受けて、利用者の方に事情を説明して、ただ施設内で転ばれてけがをされたことは、

それはもう事実でございますから、理事長がおけがをされた方のところにお見舞いに行かれたということは、そこまではお聞きはしております。

総体としてどうしても先ほど来から言っている賠償責任という形になりますから、どのようなけがであっても補償するということは現在の町、あるいは指定管理者の入っている内容では対象にはならないです、残念ながら。

実は、コースによっては保険料を利用料に乗せて、50円とか100円上乗せして、利用料の一部としていただいて入るケースもあったり、あるいはイベントごとに、例えばパークゴルフの大会をやったときに参加料に上乗せをして、まとめてその主催者である指定管理者が入る、そういうケースはあるのですが、そうするためにはそもそもの利用料のところから見直しをかけなければならなくて、利用料の設定は町のほうで条例で制定をして管理しておりますので、将来的にどうするかというところは、もちろんこれからの検討課題というふうには認識はしますが、現状で言うとそのような保険には当たらない。よって、本当にお気の毒な話で、そのけがをされた方にはお見舞いを申し上げたいのですけれども、ただその保険補償となってくると今回については対象にすることはできなかったと、そのようなことで聞いております。

以上です。

○佐藤委員 経過は分かりました。

そこで、やはりこの後日、一緒にパークをしていた人が聞いたときには、そういうことを言われたと。けれども、その中でどのような説明をしたか分からないけれども、対象にならないよと言われたということで本人にその聞いた人が言ったら、そうなの、私は不注意かもしれぬけれども、けがしたけれども、やはりパークゴルフをやっている人、若い世代でなくてある一定の年齢の方が多いのです。20代、30代でなくて70、80、そして太陽の下で健康づくりに励んでいる方が多いのです。そして、やはりパークゴルフやった人は分かると思いますけれども、結構起伏がある、そういう中で転倒だとか、そういうのは事故にはつながっていないけれども、結構あるのでないかと思えます。

そういう意味で、施設の過失だけでなく、別な方法で保険があってもいいのでないかなという立場で今質問していたのですけれども、やはり説明責任といいますか、ただ対象にならないよでなくて、もう少し親切な回答があったら一緒にパークをしていた方、またそれを聞いたけがをされた方も納得するのではないかと思うのですけれども、あまりにもつつけんどんといいますか、それは対象にならないよで済んでいるということは聞いているものですから、今後やはりきちとした説明をお願いしたいということを申し上げて質問を終わります。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

もちろん感情的には理解をいたしますが、その説明の現場に私もいたわけではないので、どのような説明をしたかというところまでは把握は残念ながらしておりません。



改めて指定管理者のほうとは話をして、もしそのときに不適當なといひましようか、言ひ方に問題があるようであつたとしたら、それは改善を求めますし、とは思ひますが、ちよつとそこは確認してみないと何とも申し上げられません。ただ、けがをされた方が感情的につらい思ひをされたといふことは事実でしようから、それについてはお見舞ひを申し上げたいといふふうに思ひます。

利用料全般については、確かにパークゴルフ場は高齢者の方が多く使われまますし、そういう保険あつてもいいのかもしれないのですが、逆に言うとなついった保険を独自で例えば何らかの傷害保険に入つてゐるだとか、なついったの要らないといふふうな方からすると、要らないのだけれども、その分を上乗せして利用料として払わなければならぬ。いづれにしても、一律の利用料に設定をする必要がありますので、ですからそれを理由に利用料を値上げしまますといふたときにご理解をいただけるかといふ問題も実はござひまます。ですから、今の段階では明確には申し上げませんが、それらも含めて、今いただいたご意見も含めて将来的な利用料金の設定の方法といふのは考へていきたいと思ひまます。

以上でござひまます。

○山本委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言ひ人あり〕

○山本委員長 22 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言ひ人あり〕

○山本委員長 23 ページ。

〔「なし」と言ひ人あり〕

○山本委員長 24 ページ。

○佐藤委員 24 ページの地域公共交通対策事業、これについてお尋ねしたいと思ひますけれども、コミュニティータクシーの事業に取り組まれ、町民の足として、また年々進む高齢化による高齢者の足として、さらに高齢者が運転免許証の返上等によつてその活用が今後まます増え、より身近な交通機関となるのでないかな。そのための充実を今後図つていただきたい。そして、4 年度に取り組まれた実施状況、また事業に対して利用者からこの点を改善してほしいのだ、なついう改善点の要望がもしもあつたとしたら、その要望に対してどのような対応を取られたかについて伺いたいと思ひまます。

○企画財政課長 ご答弁申し上げまます。

コミュニティータクシーにつきましては、通院便と町内便といふことで伊達市と洞爺湖町の医療機関まで送迎する通院便、それから町内での買物ですとか、入浴施設、またその他町内の行きたい場所への送迎をする町内便の2 種類がありまして、通院便は片道 500 円で、1 か月 3,000 円が上限額となつておりまして、町内便は片道 100 円の料金をいただいて運行してあります。利用者の数としましては、令和 4 年度 1 年間

での延べですけれども、乗車者数は3,246名で、そのうち約45%が通院便、残りの約55%が町内便の利用となっております。

それから、利用者からですけれども、いい意見としましては、運行時間がいいとか、利用しやすいというようなお話ですとか、あと路線バスとの接続がいいなどのご意見もありますけれども、逆に悪い意見としましては料金が高いですとか、行きたい場所に行けない、あと利用方法が分かりづらいなどのような様々なご意見をいただいているところでございます。

それから、今年度なのですけれども、一つの自治会からコミタクの利用方法についてご説明をさせていただく機会がありまして、担当者とタクシー事業者の方と伺いまして、利用方法について説明した際にもご意見いただきましたが、やはり利用方法が分かりづらくて使っていないですとか、そういう方が多かったように認識しております。

料金につきましては、町内便は片道100円で、通院便は片道500円で、道南バスを使うと滝之町からだと大体390円で片道行くのかなと思いますので、家の前までお迎えに行って医療機関までお届けするという形で、その辺の料金については500円はそれほど高くはないのかなというふうに担当としては認識しているところでございまして、その料金についてはなかなか対応しづらいなというところで考えてありますけれども、やはり意見が多いコミタクの利用方法等につきましては、住民の皆さんにできるだけ分かりやすくお伝えできるように工夫していきたいと考えておりますし、このコミタク一度利用していただけると一通りの流れが分かって、意外と安くて便利だということが分かってもらえると思いますので、まずはその部分を改善していきたいと考えているところでございます。

○佐藤委員 分かりました。利用方法が分かりづらいということは、やはり隣近所の人からも聞いておりますし、今事例として分かりづらいから、担当者だとか、事業者に来ていただいて説明会、これは建部自治会なのです。私の自治会で婦人部という組織がありまして、いろいろな課題について月1回、20日前後に定期的に会合を持って、そして地域の課題だとか、そういうことについて話し合い、分からないときは担当者、今回のようにコミタクの利用方法がさっぱり分からないのだということで、そうしたら業者だとか町に来ていただいて説明をしていただくということでやったのが今お話にあった一つの例なのですけれども、やはりPRといいますか、それはしっかりしてやっていただきたいな。そして、できるだけこれから高齢社会で定期便といいますか、道南バスが定期的に走っている路線バスを利用するよりも、軒先から病院まで運んでいただける、そういう利点をしっかりとPRしていただいて、これをますます今後充実したコミュニティータクシー事業を推進していただきたいということを要望したいと思います。

それで、2点目、先ほどもふるさと納税でいろいろと質疑がありました。残念なこ

とに2年度、3年度よりも下がったけれども、少なくなったとはいえお寄せいただいた全国の皆さんに、ふるさと納税にご協力いただいた皆さんに私は感謝申し上げたいな、その気持ちでいっぱいであります。

そこで、先ほど寄附金が少なくなった要因は何だろうかとか、いろいろお話ありましたけれども、確認というか、数字を見ただけでは分かりませんので、ちょっと確認の意味でお尋ねしたいと思います。令和4年度の事業費5,906万9,514円のうち報償費として4,454万6,000円、報償費というのは多分返礼品だと理解するのですけれども、やはり指導で返礼品は寄附金の30%というような枠がありますよね。けれども、この返礼品というか、報償費で4,454万というと、いただいた寄附金の50%近い数字になるのですけれども、私はそこで考えたのですが、3年度の寄附金の返礼品が季節的な希望に沿うことができなかった、そのための積み残し分を4年度で返礼品としてお返ししたので、このように金額が増えたということに勝手に理解したのですけれども、これでいいのでしょうか。

それから、返礼品として先ほど米、トウモロコシ、メロンなどの希望が多いのです。それで、希望される返礼品の対応は十分なのか。不測のときの対応策なんていうのは、考えているのかな。そんなことを書類審査でいろいろなものを見せていただいて感じたのですけれども、このことについて伺いたいと思います。

それからもう一点、ふるさと納税をすることによって納税額の免除があります。壮瞥町の皆さんが他の町のふるさと納税をしたときに、年末調整といいますか、確定申告の段階でそれを出すと税額の免除があります。壮瞥町の場合は平成4年度、過去でもいいのですけれども、4年度のこのような免除対象の件数はどの程度あったのかな。また、その件数に応じて免除額がどの程度の免除があったのか、この点についても併せて伺いたいと思います。

○総務課長 それでは、私のほうから1点目、2点目についてご答弁して、3点目については税務会計課長のほうから答弁させたいと思います。

1点目の報償費の比率の関係、あるいは報償費の内容でございますが、まず報償費に入っているのは、ご意見にあった返礼品、それから返礼品を寄附者まで送る送料、それらの合算が報償費ということになります。通常予算ペースで言うと両方合わせて寄附額の42%ぐらいというのが標準的なのですけれども、ご意見にあるとおり令和4年では50%を超えています。それはご意見に、全くそのとおりでございまして、令和3年度に寄附をされて、特に冬場なんかに寄附されたりした場合に、ではそのお金は令和3年度に入金になるけれども、品物が出るのは令和4年度、次の年に取れてから送る。送ったものに対して支出を調和しますので、要は収入は前年、支出は当年ということになるので、支出額がどんどん、どんどん当年度だけではなくて前年度分も上乘せされていくと。それが翌年度分がまた同様に増えていけば、同じようにずれていくと比率は下がっていくのですけれども、先ほど令和4年度については3,000万下が

ったということで、前年度からの繰越支出が増えた。よって、それらの合算で5割を超えてしまったというのが現状でございます。

それから、2点目の不測時の対応でございますが、大きく2つございます。1つは予約の受付、ポータルサイトを見て申込みをする時の商品というか、返礼品の不足というのがあり得ます。その場合には、委託業者のほうで在庫管理をしておりますので、それをできるだけはいて、それが在庫がないとなった場合には、さらに予約を増やせるかどうかという調整はもちろん行うのですが、それでもなお難しいとなった場合には、基本的にはそこでストップさせます。送るめどが立たないのに寄附を受けるというわけにはいかないの、その段階でこの商品は残念ながら、売り止めですということで掲示をさせていただきます。

逆にもう一つ想定されるのが、予約は受けて、当初次年度にこれぐらいの生産をして、返礼品用にこれぐらい回せるというふうに言って予約を受けたにもかかわらず、次の年の天候等の問題で思ったように収穫できなかった。それによって寄附は受けてしまっているけれども、送れない。そういう欠品の状態が実は発生します。こういったものに関しては、他の返礼品、あるいは他の調達先、そういったところを探してできるだけ類似のものを送るようにはするのですけれども、それでもなお厳しい場合には全く別のものにするか、あるいはさらにもう一年度発送を送らせるかということをお寄せの方にご提案をして選択をしていただいて、それに従って対応しているというのが現状です。工場のように決まった額だけ作ればいいのですけれども、農業、漁業の場合には自然相手でございますので、どうしてもこういった事情が生じるということでございます。

以上でございます。

○会計管理者・税務会計課長 壮瞥町の方がふるさと納税をすることによって、壮瞥町の住民税がどのぐらい減るかという質問かと思われます。統計によりますと、令和3年分の確定申告、つまり令和4年度分で37名の方が231万円を寄附して102万円の控除となっております。最新の令和4年分の確定申告によって令和5年度分の住民税については51名の方がふるさと納税の寄附をしていて302万円、それに対して控除額が139万円となっております。

以上です。

○毛利委員 定住促進・まちづくり推進事業のほうで、移住体験施設について伺います。

利用者数とその利用の何か月なのか、何週なのか、その内容をお聞きしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

令和4年度の実績としましては、7組13名の方がご利用されておりまして、期間といたしましては長い方もいれば短い方もいるのですけれども、短い方で大体1週間

で、1週間、2週間程度の人もいれば、1か月使っている方もいまして、そういった形で利用していただいている状況でございます。

以上です。

○毛利委員 それでは、前のときにも私ではなくてほかの委員がお伺いしたと思うのですが、今年度のこの利用された方々の利用した場合の感想といいますか、その要望とか、こういうところがよかったとかというお声があればまたお聞かせ願いたいのですが。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験住宅につきましては、利用した後にアンケート調査を行っておりまして、その中のご意見としまして、よかったという点につきましては、自然豊かな環境ですとか、新鮮な果物や野菜、ふだんとは異なる生活を体験できたというようなことすとか、あとは料金が安い、間取りが広い、備品が充実しているなどのご意見もありまして、あと地域おこし協力隊の考えでバーベキューセットですとか、自転車などを置いてあるのですけれども、それが非常に便利だったという話ですとか、町の中で会う人が親切で気持ちよく過ごせたという意見などがありまして、あと改善したほうがいいのではないかとのご意見としましては、今年は暑かったということもありまして、エアコンの設置を検討してほしいですとか、ベッドにマットレスをつけていなくて、敷き布団をレンタルしていただいて、そのベッドの上に敷き布団を敷いていただいているのですけれども、マットレスがないのはちょっと寝られないという意見が複数あったのです。だから、ちょっとここは検討させていただきたいなと思っております。あと、Wi-Fiが使える公共施設が少ないというご意見も、やっぱり東京ですとか都会から来ている方も多いので、そういったご意見もありました。

以上です。

○毛利委員 1つ、一緒に伺えばよかったのですけれども、前のときの話ではこの施設、移住体験施設を使って、それに関連する移住はないというお話だったのですが、近年新築もあるのですが、中古物件を購入したり、借り上げて壮瞥町内に入ってこられる方がいるのですが、その中にこの移住体験した方というのはいるのでしょうか。それちょっとお聞きしたいのです。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

残念ながら、移住体験住宅を利用して移住した方というのは今のところおりません。

○湯浅委員 まちづくり推進事業の中でブランド普及啓発事業補助金として、たしか50万の予算で40万6,887円支出されておりますけれども、これの、私の勉強不足で申し訳ないですけれども、どのような事業内容なのかもう一度お知らせいただきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

ブランド普及啓発事業補助金につきましては、そうきたか！そうべつひろめ隊とい

う隊の活動を補助しているものでございまして、事業内容としましては壮瞥町をPRするという活動をしてもらっているものでございまして、各種イベントでのPR活動ですとか、令和4年度であれば小学生以下を対象としたお絵描き企画の開催ですとか、あとは毎年作っているのですけれども、プロモーションツールの普及啓発ということでシードルとかにつけている首かけポップの作成、それから小学校1年生、入学した児童に対してランドセルカバーを配付、お配りしていると。あと、保育所の園児用の帽子を作っているという形と、あとは令和4年度であればはっぴが経年劣化ということで、ちょっと古くなってきて破れたり、汚れたりしているので、追加発注をかけたということで令和4年度は予算のほうを使っているという状況でございます。

○長内委員 企画費のジオパーク推進経費に関連してお伺いしたいと思うのですが、新聞報道等で今年度再認定行われると。それが世界大会で認定されるというお話聞いておりますが、壮瞥町の前職員の方、今立場変わられて退職して洞爺湖町入っているわけですが、行かれているという話を聞いておりますけれども、分かる範囲の中で再認定についてお答えいただければと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先日の行政報告の中で審査があったと。審査の状況についてもご報告をさせていただいて、ちょうどそのタイミング、同じ日にめでたく再認定ということで通知が洞爺湖町の事務局のほうに入ったということで、情報は壮瞥町のほうにも共有をされております。今回それに関して具体的にその世界大会の中場で、ユネスコのほうで審査をしたということなのですが、その内容がどうだったかというところまで詳しいものはちょっと私もまだ情報としていただいているわけではないのですけれども、ただ今年の再審査が7月あった際に私も同行させていただいて、最後に公表を審査員の方からいただいた際には、非常に高い評価をいただいております。おっしゃっていたのは、減災文化という、災害を減ずるためのその取組というところが非常に優れているというふうに審査員の方がおっしゃっていたのと、やはり地域の支えというか、積極的な活動の参加がある。それから、視察の中で実はうちの地域おこし協力隊なり、あるいは職員もジオパークの友の会等に入っている職員もいまして、そういった者も視察対応にしたのですけれども、その中で非常に分かりやすい表現を使われていますねと。専門的な難しい言葉だけではなくて、それを優しく伝える、そういう努力なんかが非常に素晴らしいと思いますというようなお話をいただきました。一部ちょっとロゴマークが変わったのですけれども、変わっていないまま表示されているところをチェックされたりとか、そういった細かな部分はありましたけれども、総体として非常に頑張っていると思います。

それから、かつて学芸員が不在ということで指摘も受けましたが、今はお一人いらっしゃいますし、それらもクリアしているということで、正直言えば評価の段階で事務方としては何とかいけたのではないかと。ある意味賞賛というか、そういうものは

あって、それぐらい非常に高い評価を受けました。ただ、確定ではないので、もちろん言えませんでしたけれども、そういったものが恐らくは再審査の場で公表されて、問題ないだろうという、そういう評価に至ったのではないかなというふうに想像をしております。

状況としては、以上のような感じです。

○長内委員 ありがとうございます。経過といいますか、再認定が決定される前のやり取りも含めてお話をいただきました。ありがとうございます。

前の前回の再認定のときには、学芸員のお話等も含めて改善点が何点か指摘されたと聞いておりました。今回の場合は、新聞を見る限りにおいては中国の方でしたでしょうか、審査員の方2名のお話も含めて、それほど改善点なり課題という部分があんまりきちっとして載っていなかったものですから、非常にスムーズな形で再認定に進んでいるのだなということは理解をさせていただきました。日本ジオパークの中では一番古かったでしょうか、たしか第1回目でしたでしょうか、ということでまさに先頭を走っていて再認定も3回でしたか、2回ですか、ということで、そういう面では新たな魅力や新たな取組もその中で折り込みながら民間の方のご協力もいただきながら進んでいる、私も敬意を表したいと思っております。

あわせて、そのときに大きな地震があって、世界大会の国で、多くの方が亡くなられた被害が出て、本当にお悔やみを申し上げたいと思いますが、職員も、壮瞥町の職員では今現在ないわけでありますけれども、現地に行かれています。その辺の状況も分かれば、もう帰ってきているのかもしれませんが、状況等で把握している部分があればお聞かせいただければと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

確かに今年の大会モロッコで開催をされておまして、まさしく被害の遭ったところでございますけれども、それがどういう状況だったかとか、その辺については、すみません、私のほうでは特に話は聞いておりませんので、ちょっとここでは何とも申し上げられないです。すみません。

○山本委員長 24 ページ、そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 25 ページ。

○佐藤委員 25 ページの民生費、町営温泉施設等利用料負担金、決算額が出ておりますけれども、この施設で高齢者の皆さんが130円ですか、支払うとその料金の差額を町が負担しますよ、大変利用者にとってはすばらしい福祉的な政策で、長年続いていることに私は感謝申し上げます。

そこで、この施設ごとの利用人数とその施設にお払いした負担金といいますか、その金額はそれぞれ3つのゆーあいの家、久保内ふれあいセンター、来夢人の家、これは何人くらいの利用で、幾らお支払いしたかについて最初に伺います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

町営温泉施設の利用の人数と負担額ということなのですが、まず3か所ありまして、ゆーあいの家につきましては令和4年度実績で1万4,574人おりました。負担金額としては466万4,000円となります。久保内ふれあいセンターにつきましては8,162人、金額で260万8,000円、来夢人の家につきましては1,825人、58万4,000円となっております。

以上です。

○佐藤委員　分かりました。そこで、皆さんもご承知のように令和元年度でしたか、蟠溪のふれあいセンターが使用しないということで、当然お風呂も利用できなくなりました。そこで、地域内にある旅館のお風呂を利用させていただいているのですけれども、4年度どの程度この利用者があったのか、ここは例えばAという旅館は入浴料が500円であれば130円払いますから、その差額を町が負担しているだとか、または380円かな、300円であれば利用者が130円払うので、残りの170円を町が負担するというところでほかの施設とはちょっと料金体系が、補助体系が違うのですけれども、どの程度利用されているか、これが1点目。

そして、この令和元年度以降、若い男性が移住してきてまして、日帰り温泉入浴施設をオープンしたのですけれども、その方からこのようなほかの施設と同じように利用対象にしてほしいなんていう申出はあったかどうか、これについても併せて伺いたいと思います。

○山本委員長　ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。  
休憩　午前11時59分

再開　午後　1時00分

○山本委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

蟠溪地域内での利用の実績ということでして、蟠溪地域内には民営施設が3か所ありまして、利用実績としては1,386人、助成額として26万6,420円となっております。それで、蟠溪温泉にはもともと2つの民営入浴施設がありまして、その後去年ですか、日帰り温泉がオープンしております。委員おっしゃるとおり、その事業主の方から同じように入浴料差額助成してもらうような登録してほしいということでしたので、そのように対応をしております。なので、現在蟠溪地域内3つの民営施設がありますけれども、皆さんどの施設も同じように入浴料金の差額分を助成する施設として利用できるようになっております。

以上でございます。

○山本委員長　25ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○山本委員長 26 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 27 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 28 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 29 ページ。

○佐藤委員 29 ページの塵芥処理、一番下段にありますけれども、そのことについてお伺いしたいと思います。

現在壮瞥町も構成メンバーの一人として西いぶり広域連合ではじんかい処理施設、通称私たちはメルトタワーと呼んでおりますけれども、その更新工事取り進められております。新聞報道では、資材費の高騰による工事費の値上げということも報道されておりました。

そこで、以下3点について伺いたいのですけれども、現在取り進めているこの処理施設工事のどの程度進んでいるのか、まずその進捗状況といいますか、それについて1点目伺いたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたけれども、資材費の高騰によるという言葉で工事費の値上がりという言葉も報道されておりましたけれども、もしこの工事完成するまでに工事費が上がった場合、壮瞥町の負担はどの程度なるのかなと。もしも金額が示されていれば、伺いたいと思います。

それから、完成した後のことですけれども、やはりこの施設は私たちの生活に欠くことのできない大切な施設と私は考えております。そこで、ここの運営経費というのは各市町の塵芥処理の排出量によって、向こうの施設の受入れ量によって比例配分といいますか、係る経費をそれぞれ負担するのですけれども、私たちはできる限りそういうじんかいを出さないような工夫、それを日常生活からやはりやっていかなければならないのではないかな、そのようなこと考えますけれども、町はどのようなお考えで今後このじんかいの減少といいますか、少なくしていくことについてどのようなお考えを持っているか伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、今建設が取り進められている施設の進捗状況なのですけれども、実は進捗状況については承知はしておりませんでしたが、先日新聞報道で今現在進捗率は6割程度ということは知りました。西胆振の広域連合のホームページでも進捗率については記載はないのですけれども、今年8月、先月の工事の写真が掲載されておまして、今現在コンクリート打設、外壁、内装工事、あと機器据付け工事などを行っていますというふうに紹介されておりました。

それと、2点目なのですけれども、工事費の高騰による負担額ということなのです

けれども、実はまだ広域連合からは今現在では特に情報が入っていないので、動きはないのですけれども、ただ世の中的には委員おっしゃるとおり資材高騰ですとか、そういう問題もありまして、今後何らかのそういう話があるのかも分かりませんけれども、今現在としてはまだ我々のところに話は来ていない状況でございます。

それと、3点目の施設に搬入したじんかい処理ということで、どういったふうにしてごみの減量化をとということだったのですけれども、実は令和4年度の実績で壮瞥町から出ているごみの量というのは、家庭系が477トン、あと事業系が731トン、合計で1,208トンということで事業系が多いという特徴があります。西胆振全体で見ると全部で4万5,572トンありますので、割合にしましては2.68%というような割合になっております。このごみなのですけれども、どうやって減らしていくかということなのですけれども、これといった特効薬がないのかも分かりませんけれども、今行っている例えばごみの分別をまたさらにお願いをしていくですとか、あとは今後多くの人の知恵を借りて、そういったようなことを考えていくべきなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山本委員長 29ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 30ページ。

○森議長 農業振興費の堆肥センター運営事業についてお伺いいたします。

経営状況については、先日の本会議の中で報告されていたのですけれども、書類を見た中で有限会社壮瞥町リサイクルシステムの役員、代表取締役、それがちょっと見慣れない方の名前が記載されていたと。これの変更手続、事情は理解できるのですけれども、代表取締役のその変更手続がどうなっていたのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

リサイクルセンターの役員の変更手続の流れですが、今年の3月10日にそれまでの社長が辞任されまして、その後3月17日にまず臨時取締役会を開きまして、その中で互選され、農協の部長職の方が社長に就任されております。その後、ずっとその方が社長を務められて、今年の7月1日に当町副町長が就任されまして、その就任された後7月21日にまず臨時株主総会を開きまして、副町長の取締役就任を決定いたしましたして、その後7月24日にまた取締役会において互選により副町長が社長に就任したといった流れになっております。今、取締役は副町長を含めて3名おります。

以上です。

○森議長 役員についてとやかく言うつもりはないのですけれども、ただ一連の流れの中で、これは町が株主ということだと思うので、やはりこのリサイクルシステムの役員が交代したという部分については、全員協議会等を踏まえてその中で報告があっ

てもよかったのではないかと思いますのですが、その辺についての考え方、お伺いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

森議長様のおっしゃるとおり、壮瞥町が筆頭株主といいますか、70株のうち57口の株を持っているという部分もありまして、その部分については情報提供といいますか、についてちょっと遅かったというところでおわび申し上げて、今後気をつけていきたいというふうに思います。

○真鍋委員 私も同じく堆肥センター運営事業のほうに関してお伺いします。

ここ数年生産目標の量と、それから現実だけれども、生産量というのは目標値に達していないというのが続いています。それで、こうなる大きなこの要因というのは何かを伺います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

毎年それぞれ会社としての目標ですとか、町としての予算ですとかを立てた中での取組を行っております。真鍋議員おっしゃられるように、目標達成できていないという部分に関しましては、設備的な水分が多かったりだとか、取扱いの部分での不備があったりですとか、また思った量が販売できなくて、置き場所の問題だとかもあってさばけなかったりだとかといったようなところが原因ではないかというところで、先ほど申し上げましたように、これからも皆さんに使っていただけるように販路も拡大しながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○真鍋委員 こういう時代ですから有機肥料して、特に我が町のこの堆肥各方面からの評判もいいので、どんどん生産していてもだけれども、今後は売れ残るなんていうことにはつながっていかないのかなと思っています。

僕もちよこちょこ堆肥センターのほうへ伺っている機会があるのですがけれども、町内の原料の畜ふん堆肥というのは水分が多いということで、水分調整剤にウッドチップを混ぜているはずなのですけれども、そのウッドチップの在庫量が非常に少ない現状を見ているのです。だから、水分調整するためのその量、ウッドチップの量は常にだけれども、ある程度の量を十分に確保しておく必要があると思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

水分調整剤として使っているウッドチップというのですか、木くずにしましては、堆肥の原料になるという部分もありまして、そういった有害なものが含まれていないというようなものを千歳のほうから、恵庭のほうから運んできているのですけれども、生産量というよりもこれまで運搬が間に合っていなかったというのが現状だった部分がありまして、その点に関しましては今年から運搬業者を別にオーダーしまして運ぶようにしまして、在庫的には今足りないという状況ではないというふうに認識しております。

○真鍋委員 今は十分に間に合う量だけ確保できているということですが、今後とも、

だけれども堆肥製造をもっともっと増やせるような努力を整えていただければありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○産業振興課長 堆肥センターの堆肥の生産に関しましては、水分の問題だけではなくてやっぱり全体的な供給バランスも考えながら、バランスを考えてちょうどよい生産を心がけていきたいというふうに考えております。

○山本委員長 30 ページ、ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 31 ページ。

○佐藤委員 31 ページの農林水産業費、畜産業費について伺います。

町営牧場維持管理事業ですけれども、町営牧場として現在の2か所を統合して1か所にするという計画が示されていましたが、近年そのことが火の消えたように耳にしません。その後、この統合についてどのような取組で進展しているのかな。この統合諦めてはいないと思いますけれども、諦めたのかなという気もしますけれども、私はよりよい牧場管理のための方策をぜひ検討して、実現に向けて努力していただきたいなと思いますけれども、現在のその取組状況等について説明できる範囲で伺いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

町営牧場統合に係る検討の状況なのですけれども、令和4年度以降ですけれども、牧野委員会というのは毎年春と秋、開牧、閉牧のときに開かれているのですが、昨年度この牧野委員会におきまして上久保内の牧場に統一して、そこでなおかつ牛と馬の混牧に関してその方向で検討していてもいいのではないかとこのところで了解をいただいています。

また、それに合わせまして、胆振農業改良普及センターさんに上久保内牧場の現地を見ていただきまして、草地の状態を確認しています。あそこ、上久保内牧場に関しましては今牛しか入っていないのですけれども、実質使っている牧区は半分しか使用していないというところもありまして、その使っているところと使っていないところについて草地の状況を確認していただいたところ、どちらもおおむね草地の状況は良好であると。また、広さからも入牧頭数にはまだ余裕があるのではないかとこのところで見解をいただいています。また、このときに牧場内の土壌のサンプルも採取していただいて分析いただいたのですけれども、その結果必要に応じた施肥によって草地の維持についてこうしたほうがいいよというような形で助言もいただいています。将来的には、そういう形で上久保内牧場を使っていくと。

立香牧場に関しましては、閉牧後の利用をどうしようかというところを今検討しているところなのですが、令和4年度の、今年の1月にアウトドアでの利活用の可能性について実証を行うために、これは教育委員会さんの所管になるのですけれども、そうべつアウトドアネットワークという団体に要請しまして、実際にアクティビティー

を実施し、活用について検証を行っていただいています。冬季はスノーシューですとか、スノーモービルなどでの活用ができると。夏季はキャンプ場、ハイキングコースとして活用ができるといったような見解をいただいています。アウトドア活用には現状のままというわけにもいかないの、若干の整備も必要になってはくるということころもありまして、もしこの辺をさらに具体的に進めるのであれば、専門的な業者さんなどとも連携しながら話を進めていく必要があるのではないかとというふうに考えているところです。

令和５年度、今年度の取組といたしましては、引き続き上久保内への統合に向けて、今度は混牧するに当たっては牧柵の整備ですとか、さらに草地管理などを具体的に進めていかなければならないのですが、それに向けた経費の算定出すとか、その辺の今積算を農協さんをお願いしているところであります。

以上です。

○佐藤委員 現状は分かりました。

そこで、情報提供というのですか、それを言われたから提供するのでなくて、私は年に１回くらいはこういう課題についてどう進んでいるかというのをやはり行政のほうから情報提供をしていただきたいなということを要望を添えて質問を終わります。

○山本委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 １時２４分

再開 午後 １時２６分

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

３１ページ、ほかにありますか。

○森議長 私も町営牧場維持管理事業についてと、有害鳥獣関係についてちょっとお聞きします。

まず、この町営牧場の利用の実態をまずお知らせいただきたいのと、有害鳥獣関係について狩猟免許取得の関係書類、実は先日書類見させていただいて、令和４年では７名の方が資格を取得したということで聞いているのですが、この取得者のこれまで、要するに免許を持っておられる方の町内の実態についてお知らせいただきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、町営牧場の利用状況なのですが、令和４年度、上久保内の牧場は肉牛だけの入牧で、頭数が４４頭で、この分の入牧料が６５万５,１４０円となっております。この４４頭のうち２３頭が町内の使用者の方が入れた分で、残り２１頭が町外の方が入れた分となっております。

また、立香牧場は馬なのですが、これは全て町外の方の馬なのですが、が入ってい

まして、これの使用料が26万1,196円ということで、合わせて使用料91万6,336円で頭数は53頭ということになります。利用状況というところで、この委託料は農協さんに業務委託をしていますけれども、322万1,843円で今年は受託をしていただいています。

次に、鳥獣に関しまして、わな免許の関係ですけれども、取得状況というところで、今お話ございましたように令和4年度から改めてわな免許の補助を町で行うようになります。町内7名の方がこの補助を活用いたしましてわな免許を取得しております。この方、7名の方は全て取得後猟友会に入っております。また、それ以前から猟友会の会員さんといしましては12名の方がいらっしゃいまして、そのうち9名の方が銃を持っていて、残り3名の方はわな免許だけというような形で活動しております。

今年も引き続きこのわなの助成、補助を行っているところで、今のところ5名の方が手を挙げていただいているというところで、今年申請されている方は今のところ銃の免許で申請されている方が5名いらっしゃいます。あと1人だけ銃とわなと両方取りたいというところで上がっています。

状況としては以上です。

○森議長 実態については了解いたしました。

それで、この牧場周辺に関してなのですけれども、よくシーズン前といいますか、雪解け後あそこの牧場に向かう町道の入り口等で熊の目撃情報なんかよく発表されることがあるのですけれども、現実札幌なんかでは町場に熊が出没している状態があるのですけれども、上久保内牧場、もしくは立香牧場のほうであれば余計もう完全に山の中ということで、実際その気配といいますか、そういうのは感じていないのか、発生していないのですか。例えば足跡、もしくはそういう牛がおびえるような状況とかということはあるのかないのか、そんなところ実態をお知らせ願いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

熊の目撃情報は、上久保内牧場の周辺でも実際町にあったことがありますし、たしか昨年牧場に隣接した場所に熊だと思のですけれども、が死んだ鹿の死体を引きずっていったような跡があって、近くの沢に埋められていたというところも発見されておまして、熊がいるかいないかといったら、恐らく出てきてもおかしくはないのかなというふうに考えております。幸い牛が何か被害に遭ったとか、そういうところはありませんけれども、その都度牧夫さんにも注意を促しながら、警戒はするようというふうに伝えているところであります。

立香のほうに関しましては、今のところそういう具体的な痕跡というか、そういうのはまだ確認されたことはありません。

以上です。

○山本委員長 31 ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 32 ページ。

○加藤委員 私は、商工業振興費の中の負担金補助及び交付金につきまして質問させていただきたいと思います。

今回令和4年度の住宅リフォーム事業費、助成金190万と事務経費が10万円という計上で、その中で令和4年度、また令和5年度について、令和5年度は現在までで結構なのですが、利用状況、要するに件数分かれればお伺いしておきたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

住宅等リフォーム支援事業の件数のご質問でございますが、令和4年度は24件の実績がございました。令和5年度については、まだ実績報告が上がってきてはおりませんが、ほぼ予算満度に申請が上がってきているということで承知をしているところでございます。

以上でございます。

○加藤委員 了解です。

たしか私も資料を見させていただきましたけれども、令和4年度の住宅リフォーム事業では最終的に9月の15日、令和4年、その現在で使われて、188万円がほとんど消化され、その後今年3月14日で2万円の助成金を利用された方がいて、最終的に24名に至ったというふうに受け止めております。また、今年におきましても、令和5年度においても今申請数はまだ未確定ということですが、私の情報では6月末でほとんどの助成金が全部空になったという報告を受けています。それで、私もほかの方から1件問合せがありまして、利用したいのだけれどもと言ったら、もう6月の30日現在で全部なくなっていると。4月に始まって3か月もしない、4、5、6、3か月です。3か月でなくなったということは、やはりそれは大変な、効果的なものもあるでしょう。でも、それで大体終了というふうな考え方を果たしていいのかなと。要するに去年も9月で終了していると。今年は6月の末で終了しているという状況の中で、何か対策というものが必要でなかったかと私は思っております。

ということは、早くそういうことを確認していれば、例えば補正予算を組むとか、何かの対策が必要でなかったかと。ということは、それをやることによって町民の方も喜ばれるし、事業主の方も恩恵を受けるわけです。それがないためには、全部ほかの地域の事業者をお願いすることもあり得るでしょう。だから、そういうことも含めて今後、あと半年、今9月ですから、10、11、12、1、2、3、およそ6か月ありますけれども、何かしらの対応をできればお願いしたいなという部分と、令和5年度へ向けてこの助成金の大幅なアップをちょっと考えてほしいと思うのですけれども、その辺についての見解をお伺いしていきたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

2点あったかと思いますが、今年は、令和5年度は早々に予定額に達してしまったということで、大変残念な思いをされた町内の方もいらっしゃるということを深く認識しているところでございます。

この住宅リフォーム助成というのは何を目的にするかといいますと、町内の住宅に供する建物のリフォーム工事で住環境の改善とか、安全、安心に暮らせるようなまちづくりのために、それから議員おっしゃられたとおり町内の事業者さんへの投資効果が得られるという点から、大変に補助金の中では過去5年間ほぼ満度にいっぱいになる人気の補助金でございます。中身はといいますと、その工事費用に応じて町内の商工会の商品券をお渡しするというものでございまして、額に応じて最大10万円の商品券がもらえるということで、それがまた町内の商品に還元されるということで、非常に議員のおっしゃるとおり人気の事業であるものでございます。

それで、昨年度は9月でいっぱいになってしまって、今年がなぜ6月でいっぱいになってしまったのかというのを、これ商工会に補助金を助成して、そこで執行していただくものなのですが、やはりコロナで消費控えと、工事も頼めない、人に会えないというような状況から、5類にコロナが変わったということもあって、一気に今まで辛抱してきたものが大量に工事発注につながったのではないかとということと分析しているところでございます。

それで、補正のお話も出たのですが、実はもういっぱいになったよということを各町内の事業者さんにも商工会さんのほうから通知をした関係上、このリフォーム助成を諦めてほかに既に発注している方もいるようなことから、追加があれば補正の検討もということなのですけれども、ほかの町外の事業者さんに発注してしまった人は、この助成が得られないという不公平感もまた生じてしまうということから、今回は見送ったという経緯がございます。

それで、2点目のこれだけ人気の事業であるから、予算づけについても少し検討されてはというご質問については、今後商工会ともそういったニーズがこれからもあって、町内の中小企業の活性化に結びつくということにつながるのであれば、今後検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○加藤委員 分かりました。ただ、今その中の答弁の中で補助事業の終了という部分でちょっとお願いしたいことがありまして、これ今答弁では事業者ばかり、事業者の方にそういうふうな告知というか、補助金はなくなったよということの報告をしているという状況ですよね。でも、一般町民は分からぬわけです。いざ頼もうと思ったら、もう終わりましたよと。計画を立ててやろうと思ったときに、ありませんでしたよというのはどうなのかなということで、お願いできるのは要するに今回190万ですよ、予算、補助、助成金が。この執行が終了したのであれば、何らかの告知というか、情報提供というか、事業所ばかりでなくて町民に対して小さい欄でもいいですから、広



報等でもいいです。そういったところにお知らせ版でちょっと伝えれば、またそういうことを招かない、要するに、えっ、今頼もうと思っただけだったというようなことも、ちょっとその辺は町民が、利用する人たちに立って、あ、情報提供できるのではないかという考え方も持っていますので、そういった取扱いも一つお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。最後の答弁、お願いしたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申します。

ご指摘ももっともと考えておりますので、広報等で受付終了しましたの一文を今後加えられるように、またそこは商工会との連携でお互い情報共有をしながら相互に情報提供に努めてまいりたいと、このように改善してまいりたいと考えております。

以上です。

○長内委員　今言われました中小企業振興対策の部分の中でちょっとこれ確認、私の勘違い、聞き漏らしなのかもしれませんが、今の住宅リフォーム、これ事務費を入れて200万、24件でしょうか、実施されたと。これは理解できるのですが、壮瞥町起業家促進補助金100万予算化されていますよね。資料を見させてもらったら、この促進事業の補助金を使ってミナミナの横のヨツカド商店の起業家というのが資料にあった気がするのですが、これの実績といいますか、これの中には載っていないような気がするのですが、それは私の勘違いなのかどうかちょっと確認したいと思います。

○山本委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午後　1時44分

再開　午後　1時46分

○山本委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

ただいま長内委員からのご質問いただいた部分については、新型コロナウイルスの予算のほうで40ページのほうに記載されています商工業振興緊急対策事業のほうの予算にて措置されているものでございまして、83万4,000円ということでワインセラーを含めたそのヨツカド商店での新規起業についての補助を執行したものでございます。

以上でございます。

○森議長　私は、これ農業振興の観点なのか、商工の観点なのかちょっと迷ったのですが、農業のほうではその項目がないので、商工振興一般の新商品開発事業関連でちょっと伺いたいと思います。

というのは、町内でリンゴを活用したリンゴジュース、農協さんが作っていたのと、町の農産加工センターで作っていたそのリンゴジュースが今年度をもって製造中止、春先をもって一部は製造中止という形になったと思うのですが、これがなくなることによって例えばこの農業振興というか、町内の商工振興も含めて影響がないか、

その辺についてちょっと対応について伺いたいと思います。

○産業振興課長 私の方から壮警町農産加工センターの状況に関しまして、今ちょっと情報をいろいろ調べているところですので、分かっている範囲でお話しさせていただきたいというふうに思います。

有限会社壮警町農産加工センターなのですが、私の方では8月に入りましてから今の会社が解散したという話を伺いまして、役員だった方にいろいろヒアリングしたのですが、7月10日に会社解散したというところで、その解散した時点では生産者の方合わせて21名の方で会社を立ち上げていたのですが、そこから5名の方が抜けられて、今実質16名という中になりまして、そこで使っていた機械や何かもう業者さんに引き取ってもらってと。今後に関しては、道内の生産者の方に生産を委託したいということで動いているということだったのですが、その後今度売っているほうの立場の方にちょっとお話聞いたのですが、やはりその会社を辞めたという関係に関しましては、辞めてしまってから、廃業届を出してからその話を聞いたものだから、非常に対応が遅れてしまっているというところで、町内で果汁が作れなくなる、リンゴとブドウの果汁を作っていたということなので、それができなくなるというところに対して非常に心配をされていました。

それとは別にシードルという加工ワインといいますか、リンゴを使った発泡酒を作っているところがあるのですが、青森県のほうに壮警町のほうから材料、リンゴを運んでやっている中で、今まで果汁を搾ったものを持って加工してもらっていたのがそれも出せなくなるというところで、今度は生で出荷する予定だというふうなところでお話を聞いたのですが、今月に入りましてからそちらのほうに商工会の方と生産者の方と販売されている会社の方と青森県のメーカーのほうに、メーカーというか、加工されている会社のほうに行って、ある程度果汁を搾ってもらえないのかというところで話をしに行くというところで、今週の火曜日に行ったようでございまして、まずその結果についてはまだ聞いていない状況であります。

○森議長 このリンゴの果汁、私はリンゴジュースというのは壮警の一応特産品というイメージで実は持っていたのです。ところが、例えば洞爺湖の露、これは洞爺湖農協が発注してということだと思うのですが、洞爺湖の露は何かふるさと納税の品目というと、洞爺湖町の返礼品目には入っているという話ちょっと聞いたのです。町内では多分、先ほどもふるさと納税絡みで言えば、ほとんどが米だとかスイートコーン、もしくはメロンということだったのですが、ジュースはリンゴはあまり相手にされていないというか、パーセンテージがかなり低くて、さらにはジュースもさらにまた低いのかなということは理解するのですが、我々にすればちょっと搾ったものをというか、ジュースを飲みたいなといったときはやっぱりリンゴジュースがいいのかなという感じでずっと購入していたものですから、例えばこれを、多分そういう人はなかなか出ないかなとは思っているのですが、町内の有志が例えば搾汁するた

めの組織を立ち上げてつくるといったときに、商工のこの新商品開発にはならないと思うのですけれども、地域の地域資源を生かした特産品開発という部分に該当してくるのかどうかという部分についてちょっとお伺いしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

新たにそういったリンゴジュースを作って、独自に壮瞥町内の特産品として農産品を加工して町内外に発信していただくことについては、特産品開発支援の対象になると考えてございます。ただ、同じ会社で別なものをということではないわけでございまして、議員の心配されておられる点を町としてもこれは大きな問題に係る部分だと思いますので、町としてはそういった取組について支援していくことが必要というふうに考えております。

以上でございます。

○山本委員長 32 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 33 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 34 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 35 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 36 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 37 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 38 ページ。

○加藤委員 私は、保健体育総務費の学校体育施設開放事業につきまして質問したいと思います。

これは、令和3年度は決算額 183 万 2,000 円というふうな事業として行われていましたけれども、今年度は決算額 732 万 8,000 円という金額が計上されていますけれども、この金額というのはどのような事業内容なのか改めて確認でお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○山本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 1 時 57 分

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤委員 許しをいただきまして、今回私の勘違いで数字の単位が間違っていまし

て、732 万 8,000 円というところを結論 7,328 円を 7,328 万というふうに、1,000 円ということで勘違いしました。それを取消しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。失礼しました。

○山本委員長 38 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 39 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 40 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 41 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 次に、一般会計歳入歳出決算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 これより休憩いたします。再開は2時10分いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算全体について。

○佐藤委員 基礎的なことで申し訳ありませんけれども、この健康保険事業の対象世帯と対象人数、まず1点目、そこと例年国民健康保険事業の保険税の納入状況を見ますと、多い年では11.8%、そして昨年は10.2%の滞納が生じて、これをできるだけ少なくするために職員の皆さんはご苦労されていると思いますけれども、この未納対策をどのように取り進めているか、これについてももしも取り組まれていれば伺いたいと思います。

○住民福祉課長 1点目につきましては、住民福祉課のほうから答弁させていただきますと思います。

国民健康保険の対象世帯、被保険者世帯数、被保険者ということなのですが、世帯は397世帯、被保険者数は623人となっている、令和5年の3月31日現在ということで令和4年度末ということでございます。

以上です。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

近年を見ると確かにこのような数字になっておりますが、平成24年のピーク時には滞納繰越額が1,842万円あり、前年度現滞調定額の20.4%に達していました。そこから3年目の平成27年には1,360万円となり、収入未済率が16.4%に、7年目の平

成 31 年度には滞納繰越額が 981 万円、未済率は 12.7%にまで低下しております。その後、令和 2 年から 4 年度については新型コロナウイルス感染症の拡大により国保税も減免対象となったこともありますし、職を失ったり、生活保護になる方が増えたため、積極的な滞納処分ができませんでした。それで、今現在令和 5 年の滞納繰越額は 784 万円で未済率は 10.5%となっております。今年度については、経済活動が再開しており、再就職とかなどをした方については催告をし、応じない方については滞納処分を行うこととしております。

以上です。

○山本委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算全体について。

○佐藤委員 介護保険の対象者は 40 歳以上から 64 歳までと 65 歳以上の町民の皆さんが対象なのですが、この 40 歳以上 64 歳までの対象人数、そして 65 歳以上の対象人数について伺いたいと思います。

また、介護保険サービスを受けるためには段階がありまして、支援 1、支援 2、そしてその上になって介護 1 から介護 5 まであるのですが、壮警のこの介護保険サービスを受けている実態をお知らせ願いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、介護保険の被保険者ということで 40 歳から 64 歳まで、2 号被保険者ということになりますけれども、こちらの人数 745 名いらっしゃいます。また、65 歳以上、1 号被保険者となりますけれども、こちらは 953 名ということになります。また、次に要支援 1、2 ですとか、要介護 1 から 5 までの人数ということなのですが、要支援 1 の方は 18 名、要支援 2 の方が 26 名で合わせて 44 名の方になります。次、要介護につきましては、要介護 1 が 48 名、要介護 2 で 37 名、要介護 3 で 32 名、要介護 4 で 23 名、要介護 5 で 15 名ということで、要介護 1 から 5 までの人数は 155 名となっております。合わせますと全体で 199 名、令和 5 年の 3 月 31 日現在、令和 4 年度末の人数ということになります。

以上です。

○山本委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算全体について。

○加藤委員 私は、使用料及び手数料につきまして、使用料の中で今回水道使用料現年度分で収入未済額が 85 万 4,120 円が発生されています。また、不納欠損も 5,500 円計上されています。これに対する、できれば滞納者数、また次の水道使用料滞納分

の収入未済額 325 万 7,982 円、うち不納欠損が 1 万 725 円と計上されております。これに対する滞納者数、この 2 つについてまずお伺いしておきたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

水道使用料の滞納している世帯数でございますけれども、全体で 75 世帯でございます。滞納繰越額につきましては、滞納繰越分につきましては、すみません、滞納分だけの世帯数は押さえてはおりませんでしたけれども、全体で 75 世帯あるということでございます。不納欠損につきましては、令和 4 年度中に自己破産によって債権放棄されたものでございまして、対象者は 2 名でございます。それぞれ上下水道が不納欠損処理しているということでございます。

1 つ目につきましては、平成 17 年度の水道料金で 6 月から 9 月分の 4 か月分で 3,850 円で、集落排水使用料で平成 17 年度で 1 件、6 月から 9 月分の 4 か月間で 4,900 円です。もう一人の方が令和 3 年から 4 年までの間でございまして、令和 3 年度につきましては 10 月から 2 月までの 5 か月間で 6,875 円で、令和 4 年度では 3 月から 6 月までの 4 か月間で 5,500 円で、集落排水使用料では令和 3 年度で 10 月から 2 月までの 5 か月間で 8,800 円、令和 4 年度で 3 月から 6 月までの 4 か月間で 7,040 円となっております。

内訳は以上となっております。

○加藤委員 分かりました。

そこで、この収納未済額の部分で水道使用料の滞納分、これの徴収方法、要するに滞納されていますよね。それに対しての滞納世帯の徴収の値、どのような対策、対応を取っておられるのか、どの程度滞納数が減るか、ある程度把握できればお伺いしておきたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

収納未済額の徴収につきましては、住宅の使用料と同じ考え方で進めておりまして、滞納者が毎月未納があった場合には督促状を未納者に送っております。滞納が 3 か月になった場合には催告状ということで、期限を指定して納付請求をすることにしております。それも住宅と同じやり方でございます。

それから、また応じない場合には 7 月、11 月、3 月、年 3 回再度催告状を送付して納付を促していくというところでございますけれども、それ以外にも納付指導として、住宅と同じですけれども、電話でしたり、訪問でしたり、来庁して来ていただいた際には面談によって納付方法を決めて納付を促しているという状況でございます。いずれにしても、滞納者の生活の状況、事情もあろうかと思っておりますけれども、できる範囲内で月々使った分については、それは当然お支払いいただくのですけれども、滞納してしまっている分につきましては、少しでもいいから分割して納付してくれというようなことについては継続して行っているというところでございまして、一応 4 年度決算以降の収納につきましては、上下水道とも 8 月 31 日現在ですけれども、15 万

円程度ずつぐらいは滞納分は納まっているという状況でございます。

以上です。

○山本委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 次に、集落排水事業特別会計歳入歳出決算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○山本委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号 令和 4 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 令和 4 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。

#### ◎閉会の宣告

○山本委員長 これにて本特別委員会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 2 4 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員